

## 令和5年度 グループホーム「ラルクホーム」 事業報告

- ・所在地 名古屋市天白区高島2丁目701番 オデッセイ島田
- ・共同生活住居 5 か所で構成 (定員 12 名)  
オデッセイ島田 ( )内は各住居定員数  
女性利用 B 棟3か所 みかーさ(2名)、れいーる(2名)、ふるーる(3名)  
男性利用 C 棟2か所 ふらっと(3名)、ぼぐーす(2名))

### 1 利用者の状況

#### (1)利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
男	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2
女	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4
合計	8	8	8	8	8	8	8	7	7	6	6	6

#### (2)在籍期間別

令和6年3月31日現在

	1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～7年未満	7～10年未満	10年以上
男	0	0	0	0	0	2
女	0	0	0	0	0	4
合計	0	0	0	0	0	6

#### (3)年齢別

令和6年3月31日現在

	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	合計	平均
男	0	2	0	0	0	2	46
女	0	1	3	0	0	4	53
合計	0	3	3	0	0	6	
平均	0	46	55	0	0		50.7

最高年齢…57歳(女性)

最少年齢…45歳(男性)

#### (4)障害支援区分

	区分3	区分4	区分5
男	0人	2	0
女	2人	1	1

## (4) 障害別

令和6年3月31日現在

障害名	知的障害	てんかん	ダウン症候群	自閉症	精神障害	身体機能障害	
					不安神経症 統合失調症	言語障害	体幹機能障害
男	2	1	1	1	0	0	0
女	4	1	0	0	0	2	0
合計	6	2	1	1	0	2	0

## 2 職員体制等

- 職員構成(令和6年3月31日現在) (外数)・・・非常勤

管理者	サビ管	世話人	生活支援員
施設長 (兼務)	1	2 (1)	荘職員兼務 5

- 職員研修

「令和5年度愛知県サービス管理責任者更新研修」(オンライン)  
「グループホーム等世話人研修」(オンライン)

## 3 日常生活支援

5年度においては、引き続き新型コロナウイルス、インフルエンザ感染防止に努め、手洗い、アルコールによる手指消毒、換気に留意し、普段の生活においても「3密」をさけた生活様式を取り入れて、以下の支援を行った。

- 自立支援、健康管理、食事の提供等

## 4 余暇支援

新型コロナウイルス感染防止に配慮しながら可能な余暇、外出を実施。

<余暇活動状況>

月	実 施 内 容
4	花見(福寿荘グラウンド)
7	七夕(短冊書き)
8	夏祭り
10	福寿荘運動会
12	ホームクリスマス会、年賀状書き、福寿荘合同クリスマス会
2	節分(豆まき、恵方巻)
3	慰労会
随時	誕生会(7、10、11、12、2、3月)
その他	夜間や休日は、テレビ・DVD観賞・散歩等各々の趣向に合わせて過ごす。休日は世話人と共に適時、おやつ作り、ドライブを行なった。

## 5 日中活動支援

- ・ 日中利用の他事業所及び障害者支援施設福寿荘(バックアップ)との連携  
利用者が通勤している事業所と連携をとり、経済的自立に向けて、利用者が精神的に安定して休まず通えるよう、事業所とホームとで 1 日を通して一貫した支援に努めた。また、個別に問題が発生した際には福寿荘とも連携を図り、問題解決に努めた。

(他事業所)

- 生活介護事業所「はあと平針」・・・2名
- 障害者支援施設(生活介護)「福寿荘」・・・1名
- 就労継続支援B型事業所「みーる平針」・・・5名

## 6 金銭管理支援

- ・ 家賃 一人当たり 29,500 円を負担。その他光熱費、日用品費、食費などの生活費については実費負担。世話人等による管理。
- ・ 利用者、保護者に生活費の収支明細・小遣い帳を報告し、確認して頂いた。
- ・ 一部利用者について、福祉事務所と連携の上、生活保護制度を利用し、ホームでの生活が継続できるよう支援した。

## 7 保護者との連携

- ・ 今年度に入り保護者懇談会は徐々に開催するも、参加する保護者は少なく、各利用者の近況報告等、保護者との情報交換については主に手紙や電話にて行なった。
- ・ 帰省、面会の調整・・・5年度は新型コロナウイルス感染防止のため、帰省は実施せず、面会については密にならないよう考慮し個別で限定し実施。

## 8 地域住民との交流

新型コロナウイルス感染防止のため自粛した。

## 9 防火・防災管理

火災・地震等の災害対策については、入所者の安全を最優先とし、年間計画に基づく各種場面を想定した避難訓練を行なった。

なお、消防法の改正によるスプリンクラー設置の義務化については、入居者の今後の障害支援区分の状況により設置対象となる可能性もあり、借家であり設置が困難であることから引き続き課題である。